

令和 5 年 3 月 8 日
総合教育政策局長決定
令和 5 年 5 月 23 日一部改訂

令和 5 年度消費者教育推進委員会設置要綱

1. 趣旨

消費者教育の推進については、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、消費者教育の総合的・一体的な推進を図っているところであるが、消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分とは言えない。また、民法の改正による成年年齢の引下げ等、消費者を取り巻く社会情勢も変化しており、それぞれの状況に応じた実践的な消費者教育を推進する必要がある。こうしたことから、消費者教育に係る取組の効果的な実施等について検討・検証等を行うため、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2. 実施事項

- (1) 学校・家庭・地域における消費者教育の推進に関すること
- (2) 実践的な消費者教育の普及・促進に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2 に掲げる事項について検討等を行うものとする。
- (2) 実践的消費者教育の普及・促進に関して、具体的な事項を検討・調査分析等するため、本委員会の下に部会等を置くことができる。

4. 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

5. 庶務

委員会の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。

消費者教育推進委員会委員

- | | |
|---------|--|
| 上 村 協 子 | 現代生活学研究所所長 |
| 大久保 貴 世 | 一般財団法人インターネット協会主幹研究員 |
| 柿 野 成 美 | 法政大学大学院政策創造研究科准教授
公益財団法人消費者教育支援センター理事 首席主任研究員 |
| 神 山 久 美 | 国立大学法人山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 |
| 島 田 広 | 島田法律事務所弁護士 |
| 白 上 昌 子 | 特定非営利活動法人アスクネット 顧問 |
| 杉 浦 敦 司 | 学校法人電子学園日本電子専門学校副校長 |
| 須 黒 真寿美 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者教育研究所副所長 |
| 中 森 一 朗 | 全国大学生生活協同組合連合会専務理事 |
| 永 井 健 夫 | 青山学院大学コミュニティ人間科学部教授 |
| 萩 原 なつ子 | 独立行政法人国立女性教育会館理事長 |
| 樋 口 雅 夫 | 玉川大学教育学部教授 |
| 松葉口 玲 子 | 横浜国立大学教育学部教授 |

以 上